

平成29年度「アルコール検知器購入助成事業」実施要領

公益社団法人宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、飲酒運転を根絶するためにバス事業者のアルコール検知器導入に対して実施する助成事業に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象機器及び助成額)

第2条 助成の対象となる機器は、アルコール検知器で、次の基準に適合する機器で当協会が認めた機器とする。

- (1) 呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有すること。
- (2) 測定結果をデータによる記録保存する機能を有していること。(IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器を含む)
- (3) 十分な耐久性があること。
- (4) 品質が保証されており、保証期間が定められていること。

2 パソコン、携帯電話等通信機器等は助成の対象としない。

3 対象機器は平成29年4月19日から平成30年2月末日までの間に購入したもの。

4 助成金の交付額は、バス事業者が新たに購入する対象機器(中古品及びリースを除く。)に対して上限3万円を交付する。

ただし、1事業者あたりの助成台数は1台とする。

また、申請額が予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で調整し、助成額を決定する。

5 対象機器の導入に際し、国並びに地方公共団体等から助成を受ける場合は、助成対象としない。

6 消費税は、助成の対象としない。

(助成金交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするバス事業者は、様式1の「アルコール検知器購入助成金交付申請書」に下記の書類を添付のうえ、平成29年6月30日までに会長宛に申請すること。

[添付書類]

- (1) 見積書の写し
- (2) カタログ又は仕様書等

(助成金交付決定通知)

第4条 前条の規定による申請書の提出があった場合、協会は当該申請書及び添付書類を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、申請者に対し様式2の「アルコール検知器購入助

成金交付決定通知書」を交付するものとする。

(助成金の交付請求)

第5条 前条の通知を受けたバス事業者は、対象機器導入完了後、速やかに下記書類を添付の上「助成金交付請求書」を提出するものとする。

[添付書類]

- (1) 領収書写し又は振込書写し
- (2) 設置されたアルコール検知器等の写真

(購入機器等の処分制限)

第6条 バス事業者は、助成金交付の対象機器が導入の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、協会の承認を受けた場合はこの限りではない。

(助成金の交付取消及び返還)

第7条 助成金交付申請者であるバス事業者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に違反等した場合。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既にバス事業者へ交付されているときは、協会はバス事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 バス事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要領に定めのない必要事項は、協会が別にこれを定める。

附則

この要領は、平成29年4月19日より適用する。

様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
会 長 青 沼 正 喜 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊞

「アルコール検知器購入助成事業」助成金交付申請書

「アルコール検知器購入助成事業」実施要領第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 助成申請額

金 30,000 円

2. 導入予定年月日

平成 年 月 日

3. 機器内容

機器メーカー名	
機器型番	

※次の資料を添付してください。

- (1) 対象機器の購入費用の見積書写し
- (2) カタログ又は仕様書等

様式 3

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
会 長 青 沼 正 喜 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊟

「アルコール検知器購入助成事業」取下げ申請書

平成 年 月 日付けにて交付決定を受けた「アルコール検知器購入助成事業」について、下記のとおり取り下げたいので申請いたします。

記

1. 取下げ申請の内訳

(1) 事業所名

(2) 取下げる理由等

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
会 長 青 沼 正 喜 殿

所在地
事業者名
代表者名 ㊟

「アルコール検知器購入助成事業」完了報告
及び助成金交付請求書

「アルコール検知器購入助成事業」による導入が完了したので、アルコール検知器購入助成事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成金請求額

金 30,000 円

2. 助成金振込先

①金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ その他
②支店名	支店
③預金種別	1. 普通預金 ・ 2. 当座預金
④口座番号	
⑤口座名義	

3. 機器内容

機器メーカー名	
機器型番	

※次の資料を添付してください。

- (1) 領収書写し又は振込み書写し
- (2) 設置されたアルコール検知器等の写真

様式5

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
会長 青沼正喜 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊟

「アルコール検知器購入助成事業」財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産（助成対象機器）を、下記のとおり処分したので、アルコール検知器購入助成事業実施要領第6条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産（助成対象機器）の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類